

マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準（案）の概要

1. 趣旨

事業者等によるコンプライアンス向上の取組を促進し、不正行為の未然防止を図るため、監督処分を行う場合の統一的な基準として「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準（案）」を作成するものである。

2. 基準（案）の概要

（1）個々の違反行為毎に業務停止期間の明確化・標準化

[具体例]

- ・重要事項説明書に虚偽の記載があった場合は、標準の業務停止期間を7日とし、重要事項説明会を開催しない場合等は、15日、30日とする。
- ・財産の分別管理義務違反については、標準の業務停止期間を30日とし、管理組合の財産に係る損害が発生した場合は、60日とする。
- ・専任管理業務主任者設置義務違反については、7日とする。

（2）処分の加重・軽減措置

①主な加重措置

- イ 違反行為の態様が詐欺的である等、悪質である場合や故意により、虚偽の書面の記載又は説明をした場合は、業務停止期間を2分の3倍に加重することができる。
- ロ 複数の違反行為を行った場合は、次の業務停止期間のうち、より短期である日数とする。
 - a 各違反行為に対する業務停止期間のうち最も長期であるものの2分の3倍又は2倍の日数。
 - b 各違反行為に対する業務停止期間を合計した日数
- ハ 過去5年間に監督処分を受けていた場合は、業務停止期間を2分の3倍に加重する。

②主な軽減措置

直ちに違反状態を是正し、かつ、違反行為の是正に向けた対応が誠実である場合は、業務停止期間を3分の2倍又は指示処分とすることができる。

（3）地域を限定した業務停止処分

業務停止処分について、一定の要件の下、必要に応じ地域を限定して処分できる旨規定。

（4）処分内容の公表

処分の内容について、国土交通省の各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局のホームページへの掲載により公表。